

令和7年度 第1回

熊谷市男女共同参画審議会

議題 1 令和6年度事業報告について

1 男女共同参画審議会の開催

(1) 令和6年度第1回熊谷市男女共同参画審議会

- 日 時 令和6年5月30日(木) 午前10時
場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内 容 ① 会長及び副会長の選出について
② 令和5年度事業報告について
③ 令和6年度事業計画について
④ 令和5年度男女共同参画推進センター利用状況について

(2) 令和6年度第2回熊谷市男女共同参画審議会

- 日 時 令和6年10月11日(金) 午後2時
場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内 容 ① 第19回熊谷市男女共同参画推進表彰の被表彰者の選考について
② 第2次熊谷市男女共同参画推進計画くまがや男女共同参画推進プラン 令和5年度年次報告について

2 男女共同参画社会実現に向けた啓発事業

(1) 「第19回熊谷市男女共同参画推進表彰」の実施

- 募集方法 市報7月号及び市ホームページ掲載、チラシ配布等
表 彰 式 令和6年11月23日(土・祝)
第45回フォーラムくまがや2024
被表彰者 ① 医療法人クレモナ会 ティーエムクリニック
② 株式会社 奈良不動産
③ 社会福祉法人みたけ会 みたけ保育園

(2) 「第45回フォーラムくまがや2024」の開催

- 日 時 令和6年11月23日(土・祝) 午後1時
場 所 文化センター文化会館
内 容 ① オープニングステージ
熊谷東中学校 合唱部
② 第19回熊谷市男女共同参画推進表彰
③ 講演
講師：落合 恵子 氏 (作家/クレヨンハウス主宰)
演題：自分を生きる
～それぞれが、それぞれの「色」に輝いて～
参加者数 526人

(3) 「女と男のセミナー」の開催

日 時 令和6年6月15日、22日、29日（土） 午後1時30分
場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内 容 第1日 「知っておきたい税金の話～暮らしに役立つ相続の知識～」
第2日 「新5千円札の顔になった津田梅子について、
学びませんか？」
第3日 「荻野吟子取り組んだ社会的活動」
講 師 第1日 藤野 佳子 氏（税理士）
第2日 山内 惠 氏（(元)津田塾大学特任教授）
第3日 志村 聡子 氏（立正大学社会福祉学部教授）
参加者数 延べ75人（女性51人、男性24人）

(4) 「男性セミナー」の開催

日 時 令和7年2月16日（日） 午前10時
場 所 熊谷市スポーツ・文化村くまびあ 人工芝グラウンド
内 容 「親子サッカー教室」
講 師 ちふれA S エルフェン埼玉
参加者数 40人（女性10人、男性30人、親子20組）

(5) 「男女共同参画に関する職員研修」の開催

日 時 令和6年11月5日（火） 午後2時15分
場 所 熊谷市役所603会議室
内 容 職場のハラスメント
講 師 野村 恵子 氏（弁護士）
受講者数 副課長相当職の職員64人

(6) 「男女共同参画講座配信事業」の実施

市内の団体（公民館、学校、PTA等）へ配信
実施講座数 12講座
参加者数 1,076人（女性559人、男性517人）
※ 資料1-1（16ページ）及び1-2（17ページ）参照

(7) 女と男の情報紙『ひまわり』の発行

発行部数 各71,500部
配布先 市内全戸、市内企業（従業員数50人以上）、医師会、歯科医師会等

① 第38号

発行日 令和6年9月1日
内 容 特集「大きな災害がない熊谷において、いつもどおりの日常を送ることができている今だからこそ考えておきたい、有事における男女共同

参画の視点」ほか

② 第39号

発行日 令和7年3月1日

内容 特集 私たちの生き方「虎に翼」から考える男女共同参画社会ほか

(8) 「男女共同参画パネル展」の実施

With You さいたまからの借用パネル

① 期間 令和6年6月24日（月）～7月2日（火）（9日間）

場所 男女共同参画推進センター「ハートピア」情報・交流スペース

展示内容 「荻野吟子の生涯」

② 期間 令和6年9月5日（木）～9月26日（木）（22日間）

場所 男女共同参画推進センター「ハートピア」情報・交流スペース

展示内容 「Women 現代の吟子たちに聞く」

(9) 「男女共同参画宣言都市懸垂幕」の掲出

期間 令和6年6月3日（月）～6月28日（金）

場所 市庁舎正面

(10) 「パープルライトアップ」の実施

期間 令和6年11月12日（火）～25日（月）

場所 熊谷駅正面口（北口）駅前広場

内容 女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）に、女性に対する暴力根絶のシンボルマークであるパープルリボンにちなんで実施。女性に対する暴力根絶と、被害者に対して「ひとりで悩まず、まずは相談してください」というメッセージが込められている。

(11) 熊谷市男女共同参画推進庁内会議の開催

日時 令和6年11月5日（火） 午後2時

場所 熊谷市役所603会議室

内容 ① 審議会等の委員への女性登用率について

② 「くまがや男女共同参画推進プラン」進捗状況の概要について

参加者数 副課長相当職の職員63人

(12) 市報への記事掲載

① お知らせ・イベント・催し等

・DV相談のお知らせ

奇数月号

・女（ひと）と男（ひと）のセミナー参加者募集

5月号

・男女共同参画週間（パネル展）について

6月号

| | |
|---------------------------|------|
| ・男女共同参画推進表彰候補者募集 | 7月号 |
| ・ステップアップセミナー参加者募集 | 8月号 |
| ・女性の参画状況について | 9月号 |
| ・男女共同参画パネル展 | 9月号 |
| ・ひまわり編集員募集 | 9月号 |
| ・フォーラムくまがや2024について | 10月号 |
| ・DV相談機関のお知らせ | 11月号 |
| ・パープルライトアップのお知らせ | 11月号 |
| ・埼玉県女性キャリアセンター出前セミナー参加者募集 | 11月号 |
| ・パートタイム・有期雇用労働セミナー参加者募集 | 12月号 |
| ・男性セミナー参加者募集 | 1月号 |
| ② まちフォト | |
| ・男女共同参画推進表彰 | 1月号 |

3 社会活動への参画促進事業

(1) 主催事業

「ステップアップセミナー」の開催

| | |
|------|---|
| 日 時 | 令和6年9月7日、14日、21日（土） 午後1時30分 |
| 場 所 | 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室 |
| 内 容 | 第1回 「わかりやすい年金の話」 第2回 「熊谷で輝く女性131人のストーリー冊子～共感・繋がり・応援！未来を生き抜くヒントが見つかるはず～」 第3回 「DX時代の女性の働き方～時代に合った私らしいキャリアデザイン～」 |
| 講 師 | 第1回 木村 美知子氏（特定社会保険労務士） 第2回 羽賀 登喜子氏（セラピスト） 第3回 浜田 有里恵氏（株式会社キャリア・ママ） |
| 参加者数 | 女性 延べ45人 |

(2) 共催事業

① 「パートタイム・有期雇用労働セミナー」の開催（埼玉労働局との共催）

| | |
|------|---|
| 日 時 | 令和7年1月17日（金） 午後1時30分 |
| 場 所 | 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室 |
| 内 容 | 「パートタイム・有期雇用 会社選定のポイント」 「知って役立つ労働法の基礎知識」 |
| 講 師 | 原田 俊男 氏（埼玉労働局職員） 荻原 美穂 氏（熊谷公共職業安定所） |
| 参加者数 | セミナー 29人（女性19人、男性10人） 個別相談 3人（女性1人） |

② 「在宅ワーカー育成セミナー」の開催（埼玉県女性キャリアセンター等との共催）

日 時 第1日 令和6年7月9日（火）
第2日 令和6年7月23日（火）
場 所 WEB開催
内 容 第1日 「ITツールやSNSの活用」
第2日 “選ばれる”ワーカーになるためには
講 師 橘 真弓 氏（株式会社キャリア・マム）
参加者数 131人

③ 「就職支援セミナー」の開催（埼玉県女性キャリアセンター等との共催）

日 時 令和6年12月11日（水）
場 所 オンラインによる開催
内 容 職種を知ろう～IT業界編～
講 師 山岡 正子 氏（埼玉県女性キャリアセンター）
参加者数 34人

④ 「女性プチ起業支援セミナー（WEBセミナー）」の開催

（市企業活動支援課との共催）

WEBセミナー（YouTube上での動画による講義）による開催
全10テーマ

期 間 令和6年12月13日（金）～令和7年3月14日（金）

内 容 『『プチ起業』の成功法』ほか

講 師 上岡 実弥子 氏

（株式会社キャラウィット代表取締役、中小企業診断士）ほか

申込人数 女性62人

(3) 「くまがや共同参画を進める会」の支援

※ 資料2（18ページ）参照

① 補助金の交付 18万円

② 情報の提供・主催事業への参加

・情報紙「たより第41号、第42号」発行

・前期事業

令和6年度男女共同参画社会づくりに向けての全国会議

「だれもが どれも 選べる社会に」を視聴 [令和6年6月26日（水）]

・後期事業

視察研修 東京臨海広域防災公園「そなエリア東京」

[令和7年1月28日（火）]

- (4) 審議会等委員への女性登用の推進状況調査実施及び登用促進
女性登用率26.8%（令和6年4月1日現在）
※ 資料3（19ページ）参照

- (5) 女性人材リストの改訂

4 DV相談等への対応

配偶者等からの暴力被害に伴う夫婦間の問題など、男女共同参画社会の実現を拒む要因となる問題に関する悩みへの対応。

- (1) 相談業務（年間）

| | | |
|-----------|------|------|
| ① 相談 | 165件 | 326回 |
| うちDV相談 | 113件 | 257回 |
| ② 弁護士相談 | 12件 | 12回 |
| ③ 臨床心理士相談 | 2件 | 2回 |
| ④ 一時保護 | 0件 | |

- (2) 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力被害者保護に関する証明の交付件数 8人 18件

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に関する保護命令 4件
（第14条第2項に基づき裁判所から書面提出を求められた件数）

- (3) 熊谷市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議の開催

- ① 令和6年度第1回熊谷市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議
- | | | |
|-----|--|------|
| 日 時 | 令和6年10月21日（月） | 午後2時 |
| 場 所 | 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室 | |
| 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・熊谷市DV対策庁内連絡会議の役割について ・熊谷市のDV相談状況について ・女性支援新法について ・標準化後のシステムにおける支援措置の運用について | |
| 委員数 | 18人（参加者数18人） | |
- ② 令和6年度第2回熊谷市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議
- | | | |
|-----|--|-------|
| 日 時 | 令和7年2月20日（木） | 午前10時 |
| 場 所 | 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室 | |
| 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・熊谷警察署管内における相談状況 ・男女共同参画室におけるDV被害者への支援について ・居所情報保護のための支援について | |
| 委員数 | 18人（参加者数16人） | |

(4) ドメスティック・バイオレンス被害者等緊急一時避難支援事業の実施

DV被害者等の避難に柔軟に対応するため、平成29年度から、一時的に避難するための費用を補助する支援制度を整備。

(対象者) 市内に居住し、又は市内に避難してきた被害者等のうち、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 緊急かつ一時的な保護又は避難が必要と市長が認める者
- ② 一時的に避難するために要する費用を所持しておらず、かつ、近親者等からの金銭の援助が受けられない等、現に経済的に困窮している者
- ③ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項及び第2項に規定する施設等において、一時保護を受けることができない者

補助件数 0件

(5) 給付金用DV等被害申出受理確認書受付

- ① 令和6年度熊谷市低所得者等支援給付金DV等被害申出受理確認書受付

(令和6年2月～令和6年8月)

受付件数 1件

- ② 令和6年度熊谷市低所得者等追加支援給付金DV等被害申出受理確認書受付

(令和7年2月～令和7年7月)

受付件数 1件

(6) DV相談窓口等の周知・啓発

市ホームページに、DV相談窓口について掲載

- ・ハートピア相談室（熊谷市配偶者暴力相談支援センター）
- ・DV相談+（内閣府設置メール等による24時間相談受付）
- ・DV相談ナビ#8008

（内閣府設置全国共通短縮ダイヤル、発信地に近い相談機関につなぐ）

- ・埼玉県配偶者暴力相談支援センター
- ・熊谷警察署

(7) 共催事業

心理教育プログラム「びーらぶ」（埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課との共催）

- ① 就学前コース（年中・年長相当）5回ショートコース

日 程 令和6年10月20日（日）

11月 3日、17日（日）

12月 1日（日）

令和7年 1月12日（日）

1月26日（日）

- ② 小学校低学年コース（1～3年）5回ショートコース
 日 程 令和6年 7月21日（日）
 8月 4日、18日（日）
 9月 1日、15日、29日（日）
- ①②場 所 さいたま市
 ①②参加人数 12組

5 関係機関主催事業及び研修会等への参加

- ・ 令和6年度女性支援・DV被害者支援担当者基礎研修
 （埼玉県男女共同参画推進センター）オンライン開催 4月23日・5月22日
- ・ 令和6年度女性支援・DV被害者支援担当者基礎研修
 （埼玉県男女共同参画推進センター） 5月 8日
- ・ 令和6年度女性支援・DV被害者支援担当者実務研修
 （埼玉県男女共同参画推進センター） 6月27日
- ・ 令和6年度第1回埼玉県配偶者暴力相談支援センター連絡会議
 （埼玉県男女共同参画推進センター） 7月11日
- ・ 令和6年度熊谷市職員人権問題研修（熊谷市職員課）
 書面開催 8月1日～9月30日
- ・ 令和6年度熊谷市要保護児童対策地域協議会第1回実務者会議（熊谷市こども課）
 8月28日
- ・ 令和6年度女性関連施設相談員・相談事業担当者研修
 （独立行政法人国立女性教育会館）オンライン配信 9月4日～9月25日
- ・ 令和6年度埼玉県女性相談支援員連絡会議（埼玉県男女共同参画推進センター）
 9月26日
- ・ 令和6年度全国女性相談支援員・心理支援員研究協議会（厚生労働省・石川県）
 オンライン配信 10月24日・ 3月28日
- ・ 令和6年度熊谷市自殺予防対策連絡協議会（熊谷保健センター） 10月25日
- ・ 令和6年度第1回熊谷市福祉総合相談窓口連絡会議（熊谷市福祉総務課）
 10月28日
- ・ 第27回人権教育・啓発リーダー研修（（一財）埼玉人権・同和センター）
 11月13日
- ・ 第2回女性支援新法全国フォーラム（厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室）
 オンライン開催 12月 5日
- ・ 令和6年度熊谷市要保護児童対策地域協議会庁内担当者研修会（熊谷市こども課）
 12月 6日
- ・ 令和6年度女性支援・DV被害者支援地区別専門研修
 （埼玉県男女共同参画推進センター） 12月17日
- ・ 令和6年度自殺未遂者対応研修会（熊谷保健センター） 12月20日

- ・令和6年度熊谷市要保護児童対策地域協議会第2回実務者会議（熊谷市こども課）
1月15日
- ・令和6年度関東甲信越地区女性支援事業研究協議会（群馬県生活こども課）
オンライン開催
1月27日
- ・令和6年度第2回配偶者暴力相談支援センター連絡会議
（埼玉県男女共同参画推進センター）
1月29日
- ・令和6年度DV加害者対策研究会（埼玉県人権・男女共同参画課）
動画配信
2月25日・3月1日・3月4日
- ・令和6年度こどもの心のケア研修会（埼玉県人権・男女共同参画課）
動画配信
2月2日
- ・令和6年度埼玉県荻野吟子賞表彰式（埼玉県人権・男女共同参画課）
2月3日
- ・令和6年度第2回熊谷市福祉総合相談窓口連絡会議（熊谷市福祉総務課）
2月18日
- ・熊谷市住宅支援体制検討会（熊谷市都市計画課）
2月21日
- ・令和6年度埼玉県女性相談支援員連絡会議（第2回）
（埼玉県男女共同参画推進センター）
2月27日
- ・令和6年度団体スタッフフォローアップ研修会（埼玉県人権・男女共同参画課）
動画配信
3月1日・3月5日

議題2 令和7年度事業計画（案）について

男女共同参画推進センター「ハートピア」を拠点施設として、女性も男性も、互いにその人権を尊重しつつ、責任をも分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる社会の実現に向けて、実効性のある施策を展開し、市民及び事業者にも男女共同参画の意識を根付かせていくことを目指します。

1 男女共同参画審議会の開催

(1) 令和7年度第1回熊谷市男女共同参画審議会

日 時 令和7年5月29日（木） 午前10時30分
場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内 容 ① 令和6年度事業報告について
② 令和7年度事業計画について
③ 男女共同参画推進センター利用状況について

(2) 令和7年度第2回熊谷市男女共同参画審議会

日 時 令和7年10月予定
場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内 容 ① 第20回熊谷市男女共同参画推進表彰の被表彰者の選考について
② 第2次熊谷市男女共同参画推進計画くまがや男女共同参画推進プラン 令和6年度年次報告について

2 男女共同参画社会実現に向けた啓発事業

(1) 「第46回フォーラムくまがや2025」の開催

日 時 令和7年11月22日（土） 午後1時
場 所 文化センター文化会館
内 容 ① アトラクション
② 第20回熊谷市男女共同参画推進表彰
③ 講演

(2) 「^{ひと}女と^{ひと}男のセミナー」の開催

日 時 令和7年5月24日、31日（土） 午後1時30分
場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内 容 第1日 「～地図を使った防災対策～ 災害図上訓練（DIG）を体験
しましょう」
第2日 「～避難所運営の疑似体験～避難所運営ゲーム（HUG）を
体験しましょう」
講 師 埼玉県防災士会講師・埼玉県自主防災組織リーダー養成指導員

(3) 「男性セミナー」の開催

時 期 令和8年2月1日予定
場 所 熊谷市スポーツ・文化村くまびあ アリーナ
内 容 「親子サッカー教室」
講 師 ちふれA S エルフエン埼玉

(4) 「男女共同参画に関する職員研修」の開催

時 期 令和7年10月予定
場 所 未定
内容・講師 未定

(5) 「男女共同参画講座配信事業」の実施

市内の団体（公民館、学校、PTA等）へ配信
※ 資料4（20ページ）参照

(6) ^{ひと}女と^{ひと}男の情報紙『ひまわり』の発行

発行部数 各71,000部

配布先 市内全戸、市内企業（従業員数50人以上）、医師会、歯科医師会等

① 第40号

発行日 令和7年9月1日
内 容 未定

② 第41号

発行日 令和8年3月1日
内 容 未定

(7) 「男女共同参画パネル展」の実施

① 期 間 令和7年5月13日（火）～24日（土）（12日間）

場 所 熊谷市役所1階ホール
展示内容 「男女共同参画の視点で考える“わたしの”防災対策」
（W i t h Y o u さいたまからパネル借用）

② 期 間 令和7年度後期（10日間程度）

場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」情報・交流スペース
展示内容 未定（W i t h Y o u さいたまからパネル借用）

(8) 「男女共同参画宣言都市懸垂幕」の掲出

期 間 令和7年6月2日（月）から6月30日（月）まで
場 所 市庁舎正面

(9) 「パープルライトアップ」の実施

| | |
|-----|---|
| 時 期 | 令和7年11月12日（水）から11月25日（火）予定 |
| 場 所 | 熊谷駅正面口（北口）駅前広場 |
| 内 容 | 女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）に、女性に対する暴力根絶のシンボルマークであるパープルリボンにちなんで実施。女性に対する暴力根絶と、被害者に対して「ひとりで悩まず、まずは相談してください」というメッセージが込められている。 |

(10) 市報掲載

① お知らせ・イベント・催し等

| | |
|---------------------------|------|
| ・DV相談のお知らせ | 奇数月号 |
| ・女（ひと）と男（ひと）のセミナー参加者募集 | 4月号 |
| ・男女共同参画パネル展 | 5月号 |
| ・男女共同参画週間について | 5月号 |
| ・男女共同参画推進表彰候補者募集 | 7月号 |
| ・ステップアップセミナー参加者募集 | 8月号 |
| ・女性の参画状況について | 9月号 |
| ・令和7年度「埼玉県荻野吟子賞」候補者募集 | 9月号 |
| ・男女共同参画パネル展 | 9月号 |
| ・ひまわり編集員募集 | 9月号 |
| ・フォーラムくまがや | 10月号 |
| ・DV相談機関のお知らせ | 11月号 |
| ・埼玉県女性キャリアセンター出前セミナー参加者募集 | 11月号 |
| ・パープルライトアップのお知らせ | 11月号 |
| ・パートタイム・有期雇用労働セミナー参加者募集 | 12月号 |
| ・男性セミナー参加者募集 | 1月号 |

② まちフォト

| | |
|-------------|-----|
| ・男女共同参画推進表彰 | 1月号 |
|-------------|-----|

3 社会活動への参画促進事業

(1) 主催事業

「ステップアップセミナー」の開催

| | |
|-------|------------------------|
| 時 期 | 令和7年9月予定 |
| 場 所 | 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室 |
| 内容・講師 | 未定 |

(2) 共催事業

① 「パートタイム・有期雇用労働セミナー」の開催（埼玉労働局との共催）

時 期 令和8年1月16日（金）予定

場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室

内 容 「パートタイム・有期雇用で働くときに、知っておきたい重要ポイント」ほか

講 師 埼玉労働局職員

② 「就職支援セミナー」の開催（埼玉県女性キャリアセンターとの共催）

時 期 令和7年12月予定

場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室

内容・講師 未定

③ 「女性プチ起業支援セミナー（WEBセミナー）」の開催

（市企業活動支援課との共催）

WEBセミナー（YouTube上での動画による講義）による開催
全10テーマ

時 期 未定

内 容 『『プチ起業』の成功法』ほか

講 師 上岡 実弥子 氏

（株式会社キャラウィット代表取締役、中小企業診断士）ほか

(3) 「くまがや共同参画を進める会」の支援

① 補助金の交付

② 情報の提供・主催事業への参加

・情報紙「たより第43号、第44号」発行

(4) 審議会等委員への女性登用の推進

(5) 女性人材リストの拡充

4 DV相談等への対応

配偶者等からの暴力（DV）を中心とする暴力被害に伴う夫婦間の問題など、男女共同参画社会の実現を阻む要因となる問題に関する悩みへの対応。

(1) 相談業務（年間）

① DV相談

月曜日～金曜日及び第1・第3土曜日（祝日、年末年始を除く。）

午前9時～午後5時15分

女性相談支援員による対応

- ② 弁護士による相談（予約制）
2か月に1回 1時間30分（30分×3件）
午前10時00分～午前11時30分
- ③ 臨床心理士による相談（予約制）
毎月1回 午前9時～午後4時
- ④ 保健師による相談（予約制）
毎月2回 午後1時30分～午後3時30分

(2) 配偶者暴力相談支援センター
配偶者暴力被害者保護に関する証明の交付

(3) ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議の開催
時 期 令和7年10月予定
場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内 容 DVの現状及び支援連携について

(4) 共催事業
心理教育プログラム「びーらぶ」（埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課との共催）

① 就学前コース（年中・年長相当）5回ショートコース
時 期 未定
場 所 さいたま市

② 小学校低学年コース（1～3年）5回ショートコース
時 期 未定
場 所 さいたま市

5 関係機関主催事業及び研修会等への参加

令和6年度同様、関係機関主催事業及び研修会等への参加を予定

令和6年度 男女共同参画推進センター会議室 利用状況

令和7年3月31日 現在

| | 年・月 | 利用可能 日数 | 利用 日数 | 利用率 | 利用可 能回数 | 利用 回数 | 稼働率 | 利用金額 (円) | 市内 回数 | 市外 回数 | 営業無 回数 | 営業 回数 | 取 消 | | プロジェク ター回数 |
|-------------|------|------------|----------|-------|------------|----------|-------|-------------|----------|----------|-----------|----------|-----|--------|---------------|
| | | | | | | | | | | | | | 件数 | 納付額(円) | |
| 会 議 室 | R6.4 | 30 | 19 | 63.3% | 90 | 32 | 35.6% | 208,450 | 26 | 6 | 28 | 4 | 0 | 0 | 6 |
| | 5 | 31 | 21 | 67.7% | 93 | 34 | 36.6% | 212,750 | 25 | 9 | 32 | 2 | 2 | 0 | 5 |
| | 6 | 30 | 23 | 76.7% | 90 | 41 | 45.6% | 272,650 | 31 | 10 | 35 | 6 | 0 | 0 | 8 |
| | 7 | 31 | 17 | 54.8% | 93 | 28 | 30.1% | 169,250 | 22 | 6 | 24 | 4 | 2 | 0 | 16 |
| | 8 | 31 | 16 | 51.6% | 93 | 26 | 28.0% | 159,450 | 24 | 2 | 26 | 0 | 3 | 0 | 14 |
| | 9 | 30 | 17 | 56.7% | 90 | 31 | 34.4% | 178,650 | 24 | 7 | 31 | 0 | 1 | 0 | 10 |
| | 10 | 31 | 18 | 58.1% | 93 | 36 | 38.7% | 228,600 | 25 | 11 | 36 | 0 | 2 | 0 | 15 |
| | 11 | 30 | 23 | 76.7% | 90 | 40 | 44.4% | 268,250 | 31 | 9 | 31 | 9 | 2 | 0 | 23 |
| | 12 | 28 | 20 | 71.4% | 84 | 38 | 45.2% | 237,350 | 30 | 8 | 38 | 0 | 2 | 0 | 14 |
| | R7.1 | 28 | 18 | 64.3% | 84 | 34 | 40.5% | 216,450 | 23 | 11 | 30 | 4 | 0 | 0 | 13 |
| | 2 | 28 | 21 | 75.0% | 84 | 35 | 41.7% | 206,400 | 33 | 2 | 33 | 2 | 2 | 0 | 8 |
| | 3 | 31 | 21 | 67.7% | 93 | 38 | 40.9% | 246,350 | 28 | 10 | 34 | 4 | 1 | 0 | 10 |
| 計 | | 359 | 234 | 65.2% | 1,077 | 413 | 38.3% | 2,604,600 | 322 | 91 | 378 | 35 | 17 | 0 | 142 |

※ 利用金額は、調定額・収入済額とは異なります。

令和6年度 熊谷市男女共同参画講座 実施状況 (実施順)

令和7年3月31日現在

| 実施順 | 開催日 | 曜日 | 時間 | 申込者・催しの名称 | 開催場所 | 講師 (数字は累次回数) | | 講座 No. | 謝金 (円) | 謝金支払 主催者 | 参加者人数 | | |
|----------------|------------|----|-------------|--------------------------|--------|---------------------|---|-----------|-----------|-------------|------------|------------|--------------|
| | | | | | | | | | | | 女 | 男 | 合計 |
| 1 | 令和6年7月12日 | 金 | 13:30～15:30 | おひとり様の老後 | 佐谷田公民館 | 弁護士 野村 恵子 | ① | 15 | 20,000 | 主催者 | 15 | 4 | 19 |
| 2 | 令和6年11月12日 | 火 | 14:00～15:30 | 奈良中学校 (1年生 性教育講演会) | 奈良中学校 | 熊谷地区助産師会 (中島 桂子) | ① | 5 | 16,000 | 主催者 市男女 | 24 | 26 | 50 |
| 3 | 令和6年12月12日 | 木 | 13:40～15:30 | 三尻中学校 (2年生 性教育講座) | 三尻中学校 | 熊谷地区助産師会 (中島 桂子) | ② | 5 | 16,000 | 主催者 市男女 | 80 | 80 | 160 |
| 4 | 令和7年1月23日 | 木 | 14:50～15:50 | 別府中学校 (1年生 性教育講座) | 別府中学校 | 熊谷地区助産師会 (中島 桂子) | ③ | 5 | 16,000 | 主催者 市男女 | 24 | 40 | 64 |
| 5 | 令和7年1月30日 | 木 | 13:20～14:45 | 吉見小学校 (6年生 性教育講演会) | 吉見小学校 | 熊谷地区助産師会 (江森徳子) | ④ | 5 | 16,000 | 主催者 | 40 | 23 | 63 |
| 6 | 令和7年2月6日 | 木 | 13:20～14:05 | 熊谷南小学校 (PTA役員 性教育講演会) | 熊谷南小学校 | 熊谷地区助産師会 (江森徳子) | ⑤ | 5 | 16,000 | 主催者 市男女 | 31 | 10 | 41 |
| 7 | 令和7年2月7日 | 金 | 13:45～15:00 | 大里中学校 (2年生 性教育講演会) | 大里中学校 | 熊谷地区助産師会 (中島 桂子) | ⑥ | 5 | 16,000 | 主催者 市男女 | 108 | 83 | 191 |
| 8 | 令和7年2月17日 | 月 | 14:00～15:30 | 玉井中学校 (1年生 性教育講座) | 玉井中学校 | 熊谷地区助産師会 (中島 桂子) | ⑦ | 5 | 16,000 | 主催者 市男女 | 57 | 47 | 104 |
| 9 | 令和7年2月21日 | 金 | 14:55～15:45 | 妻沼西中学校 (1年生 性教育講演会) | 妻沼西中学校 | 熊谷地区助産師会 (中島 桂子) | ⑧ | 5 | 16,000 | 主催者 市男女 | 32 | 32 | 64 |
| 10 | 令和7年2月25日 | 火 | 14:00～14:50 | 熊谷東中学校 (1年生 性教育講演会) | 熊谷東中学校 | 熊谷地区助産師会 (中島 桂子) | ⑨ | 5 | 16,000 | 主催者 市男女 | 56 | 72 | 128 |
| 11 | 令和7年2月28日 | 金 | 14:55～15:45 | 荒川中学校 (2年生 性教育講演会) | 荒川中学校 | 熊谷地区助産師会 (中島 桂子) | ⑩ | 5 | 16,000 | 主催者 市男女 | 67 | 75 | 142 |
| 12 | 令和7年3月7日 | 金 | 14:40～15:30 | 大麻生中学校 (2年生 性教育講演会) | 大麻生中学校 | 熊谷地区助産師会 (中島 桂子) | ⑪ | 5 | 16,000 | 主催者 市男女 | 25 | 25 | 50 |
| 参加者人数合計 | | | | | | | | | | | 559 | 517 | 1,076 |

令和6年度 男女共同参画講座配信事業 講座メニュー

| No. | テ マ | 講 師 |
|-----|--|--|
| 1 | 男女共同参画社会形成へのチャレンジ | 立正大学名誉教授 原 田 壽 子 |
| 2 | 郷土の偉人 荻野吟子 | 立正大学教授 志 村 聡 子 |
| 3 | 幼稚園・保育所・認定こども園について ー歴史と現状から考えるー | 立正大学教授 志 村 聡 子 |
| 4 | 時代を先駆ける女子教育の先導者、津田梅子 | 女性史研究家 山 内 恵 |
| 5 | 生きていくためにとても大切な性教育 ～小さなころから、明るく、楽しく、正しく教えましょう～ | 熊谷地区助産師会 |
| 6 | スキンシップで楽しい子育て ～ベビーマッサージをしながら、子育てを語り合いましょう～ | 熊谷地区助産師会 |
| 7 | 孫育て講座 | 熊谷地区助産師会 |
| 8 | 更年期イキイキ講座 ーこころとからだのトリセツー | 熊谷地区助産師会 |
| 9 | 社会の宝として子どもを育てる ～子育ては親だけのもの？～ | 埼玉県家庭教育アドバイザー |
| 10 | 働きながらの子育て | 埼玉県家庭教育アドバイザー |
| 11 | かしこく健康に生きる・・・ ～「口のケア」と「足のケア」を考えて、人生の終わりまで、自立していきましょう～ | 立正大学名誉教授 原 田 壽 子 |
| 12 | 男女共同参画基礎講座（埼玉県・県政出前講座） | 埼玉県男女共同参画推進センター （With You さいたま） |
| 13 | 災害・防災と男女共同参画（埼玉県・県政出前講座） | 埼玉県男女共同参画推進センター （With You さいたま） |
| 14 | 知っていますか？デートDV（埼玉県・県政出前講座） | 埼玉県男女共同参画推進センター （With You さいたま） |
| 15 | おひとり様の老後 | 弁 護 士 野 村 恵 子 |
| 16 | 知っておきたい税金の話 ～暮らしに役立つ税金の知識～ | 税 理 士 藤 野 佳 子 |
| 17 | 知っておきたい相続の話 ～暮らしに役立つ相続の知識～ | 税 理 士 藤 野 佳 子 |
| 18 | 年金について学ぼう ～今、問題になっていること～ | 特定社会保険労務士 木 村 美 知 子 |
| 19 | 職場のハラスメント | 弁 護 士 野 村 恵 子 |
| 20 | ポイントをつかんで3分間で元気いっぱい！ 基礎からラジオ体操講座 | フリーアナウンサー／ヨガインストラクター ラジオ体操指導員 根岸 智子 |
| 21 | ヨガで心も身体も健康に！みんな大丈夫！やさしいヨガ講座 | フリーアナウンサー／ヨガインストラクター ラジオ体操指導員 根岸 智子 |

- ・ ☆が付いているものは、新設の講座です。その他、テーマ・内容等を一部変更した講座があります。
- ・ 講座の開催可能時間帯は原則として月曜日から金曜日(年末年始及び祝日を除く。)の9時から17時までです。ただし、*が付いているものについては、それ以外のご要望の相談に応じます。また、1回の講座の開催時間は、2時間までです。

資料 2

令和6年度 くまがや共同参画を進める会 事業報告

| 月 | 日 | 曜日 | 事業 | 場所等 | 内容 |
|----|----|----|-----------------|---------------------------------------|--|
| 4 | 24 | 水 | 役員会① 理事会① | 男女共同参画推進 センター「ハートピア」 情報スペース・会議室 | 令和6年度総会・担当グループについて 前期事業について 「たより41号」について フォーラムくまがや2024の講師について |
| 5 | 27 | 月 | 総会 | 男女共同参画推進 センター「ハートピア」 会議室 | 第1部 令和6年度総会 ・令和5年度事業報告・歳入歳出決算報告 ・役員改選 ・令和6年度事業計画（案）・歳入歳出予算（案） 第2部 講演会 ・演題 「女性の就労と多様性の効果について ～人事と乳がん経験者の視座から～」 講師 鈴木 菜水子 氏 |
| 6 | 26 | 水 | 前期事業 | 男女共同参画推進 センター「ハートピア」 会議室 | 令和6年度男女共同参画社会づくりに向けての全国会議 「だれもが どれも 選べる社会に」を視聴 主催 内閣府男女共同参画局（参加者19名、事務局1名） |
| 7 | 17 | 水 | 役員会② 理事会② | 男女共同参画推進 センター「ハートピア」 情報スペース・会議室 | 前期事業について（報告） フォーラムくまがや2024について 後期事業について 「たより41号」について |
| 8 | 23 | 金 | 会報発行 | | 「たより第41号」発行 |
| 9 | 14 | 土 | 臨時理事会 | 男女共同参画推進 センター「ハートピア」 会議室 | 20周年記念事業フォーラムくまがや2025について |
| 10 | 30 | 水 | 役員会③ 理事会③ | 男女共同参画推進 センター「ハートピア」 情報スペース・会議室 | フォーラムくまがや2024について 後期事業について 「たより第42号」について 「荻野吟子劇」の上演について |
| 11 | 23 | 土 | フォーラム くまがや | 熊谷市立文化センター文化会館 | 第45回フォーラムくまがや2024 男女共同参画推進表彰 オープニングアトラクション 熊谷東中学校 合唱部 講演「自分を生きる ～それぞれが、それぞれの「色」に輝いて～」 講師 落合 恵子 氏（作家・クレヨンハウス主宰） |
| 12 | 2 | 月 | 役員会④ 理事会④ | 男女共同参画推進 センター「ハートピア」 情報スペース・会議室 | フォーラムくまがや2024について 後期事業について 「たより第42号」について 令和7年度総会について 「荻野吟子劇」の上演について |
| 1 | 14 | 火 | 荻野吟子演劇 実行委員会 | 男女共同参画推進センター 「ハートピア」会議室 | 実行委員会体制の決定 市民協働「熊谷の力」事業について |
| 1 | 28 | 火 | 後期事業 | 東京臨海広域防災公園 | 視察研修 借上バス利用 東京臨海広域防災公園「そなエリア東京」 参加者26名、事務局1名 |
| 3 | 3 | 月 | 役員会⑤ 理事会⑤ | 男女共同参画推進 センター「ハートピア」 情報スペース・会議室 | 後期事業について 令和7年度総会・事業について フォーラムくまがや2025について 「たより第42号」について 「荻野吟子劇」の上演について |
| 3 | 17 | 月 | 会報発行 | | 「たより第42号」発行 |
| 3 | 18 | 火 | 荻野吟子演劇 実行委員会 | (株)平松 会議室 | 吟子顕彰事業について |

審議会等の委員への女性登用率の推移

| |
|---------|
| 熊谷市の目標値 |
| 40% |



| |
|-------------------|
| 埼玉県の目標値 (目標年度) |
| 42%(R8年度末) |



| 基準日 | 法律・条例に基づく附属機関、並びに法律に基づく委員会及び委員における女性の登用率 (休止中の機関は含まない。) | | | |
|----------|--|-----------------|--------------------|--------|
| | 熊谷市 (女性の委員数/委員総数) | 県内市町村 | 熊谷市の順位 (県内40市中) | 埼玉県 |
| R2. 4. 1 | 27. 0% (155/575) | 28. 3%(28. 4%)※ | 26位 | 38. 7% |
| R3. 4. 1 | 27. 8% (161/579) | 28. 5%(28. 6%)※ | 23位 | 39. 3% |
| R4. 4. 1 | 29. 7% (174/586) | 28. 8%(28. 9%)※ | 18位 | 40. 2% |
| R5. 4. 1 | 28. 1% (166/590) | 29. 3%(29. 4%)※ | 27位 | 41. 4% |
| R6. 4. 1 | 26. 8% (152/568) | 29. 4%(29. 5%)※ | 32位 | 45. 0% |

※県内市町村の登用率()は広域圏で設置している審議会等を含む登用率。(埼玉県男女共同参画課年次報告)

資料 4

令和7年度 男女共同参画講座配信事業 講座メニュー

| No. | テ マ | 講 師 | |
|-----|--|--|---|
| 1 | 郷土の偉人 荻野吟子 | 立正大学教授 志村 聡子 | |
| 2 | 幼稚園・保育所・認定こども園について ー歴史と現状から考えるー | 立正大学教授 志村 聡子 | |
| 3 | 時代を先駆ける女子教育の先導者、津田梅子 | 女性史研究家 山内 恵 | |
| 4 | 生きていくためにとても大切な性教育 ～小さなころから、明るく、楽しく、正しく教えましょう～ | 熊谷地区助産師会 | |
| 5 | スキンシップで楽しい子育て ～ベビーマッサージをしながら、子育てを語り合いましょう～ | 熊谷地区助産師会 | |
| 6 | 孫育て講座 | 熊谷地区助産師会 | |
| 7 | 更年期イキイキ講座 ーこころとからだのトリセツー | 熊谷地区助産師会 | |
| 8 | 社会の宝として子どもを育てる ～子育ては親だけのもの?～ | 埼玉県家庭教育アドバイザー | * |
| 9 | 働きながらの子育て | 埼玉県家庭教育アドバイザー | * |
| 10 | 男女共同参画基礎講座 ～あらゆる場面にジェンダーの視点を～ (埼玉県・県政出前講座) | 埼玉県男女共同参画推進センター (With You さいたま) | * |
| 11 | 災害・防災と男女共同参画 (埼玉県・県政出前講座) | 埼玉県男女共同参画推進センター (With You さいたま) | * |
| 12 | 知っていますか?デートDV (埼玉県・県政出前講座) | 埼玉県男女共同参画推進センター (With You さいたま) | * |
| 13 | おひとり様の老後 | 弁護士 野村 恵子 | |
| 14 | 知っておきたい税金の話 ～暮らしに役立つ税金の知識～ | 税理士 藤野 佳子 | |
| 15 | 知っておきたい相続の話 ～暮らしに役立つ相続の知識～ | 税理士 藤野 佳子 | |
| 16 | 年金について学ぼう ～今、問題になっていること～ | 特定社会保険労務士 木村 美知子 社会保険労務士 山田 裕美 | |
| 17 | 職場のハラスメント | 弁護士 野村 恵子 | |
| 18 | ポイントをつかんで3分間で元気いっぱい! 基礎からラジオ体操講座 | フリーアナウンサー/ヨガインストラクター ラジオ体操指導員 根岸 智子 | |
| 19 | ヨガで心も身体も健康に! みんな大丈夫! やさしいヨガ講座 | フリーアナウンサー/ヨガインストラクター ラジオ体操指導員 根岸 智子 | |

- ・テーマ・内容等を一部変更した講座があります。
- ・講座の開催可能時間帯は原則として月曜日から金曜日(年末年始及び祝日を除く。)の9時から17時までです。ただし、*が付いているものについては、それ以外のご要望の相談に応じます。また、1回の講座の開催時間は、2時間までです。

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、国内における男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択など国際社会における取組と連動しながら、積極的に進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として根強く、配偶者等に対する暴力が社会問題化するなど、真の男女平等を達成するには多くの課題が残されている。

少子高齢化、情報化、国際化など社会経済情勢が急速に変化している中で、私たちのまち「くまがや」が、将来にわたって豊かで活力ある都市として発展を続けるためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策等について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを十分理解して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるように努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、あらゆる場において、性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為を行ってはならない。
 - 3 何人も、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び配偶者に対する暴力等を助長するような表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴くとともに、熊谷市男女共同参画審議会に諮問するものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市の施策)

第 10 条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めなければならない。

- (1) 男女共同参画に関する広報啓発活動を充実し、市民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育及び学習において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずること。
- (2) 配偶者に対する暴力等を防止し、及びこれらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 家族を構成する男女が共に家庭生活及び社会生活における活動を両立することができるよう、必要な支援を行うこと。
- (4) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じる場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置を講ずること。
- (5) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図ること。
- (6) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- (7) 男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に実施している市民及び事業者の表彰等を行うこと。
- (8) 男女共同参画に関する情報の収集及び調査研究を行うこと。

(相談)

第 11 条 市は、性別による差別的な取扱い等に関し、市民及び事業者から相談があった場合には、適切に対応するものとする。

(拠点施設の設置)

第 12 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設を設置するものとする。

(熊谷市男女共同参画審議会)

第 13 条 男女共同参画を推進するため、熊谷市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項及び男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、答申すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策について、必要に応じ、調査し、及び市長に意見を述べること。

3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

熊谷市男女共同参画審議会規則

平成17年10月1日

規則第81号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊谷市男女共同参画推進条例（平成17年条例第130号）第13条第1項の規定に基づき設置された熊谷市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、市民部男女共同参画室において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

熊谷市女性活躍推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第23条第1項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するに当たり、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、熊谷市女性活躍推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 女性の活躍の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初の任期は平成30年3月31日までとする。